

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画

門川町地球温暖化対策実行計画

事務事業編

令和4年度～令和13年度



門川町役場 環境水道課

〒 889-0696

宮崎県東臼杵郡門川町平城東1番1号

門川町役場 環境水道課

TEL 0982-63-1140(代)

FAX 0982-63-1356

目 次

1 背景	3
2 計画の基本的事項		
(1) 目的	4
(2) 基準年度と計画期間	4
(3) 計画の対象範囲	4
(4) 対象とする温室効果ガス	4
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	5
3 温室効果ガスの排出状況		
(1) エネルギー消費の現状	6
(2) 温室効果ガスの算定方法	6
(3) 温室効果ガスの排出状況	6
4 温室効果ガス排出量の削減目標		
(1) 目標設定の考え方	8
(2) 温室効果ガス排出量の削減目標	8
5 目標達成に向けた取り組み		
(1) 取り組みの基本方針	9
(2) 具体的な取り組みの内容	9
6 推進体制及び進捗状況の公表		
(1) 推進体制	12
(2) 実行計画の進行管理及び公表	12

1 背景

地球温暖化は、私たちの生活や活動によって大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増すことで、太陽からの日射や地表からの放射熱が温室効果ガスに吸収され、地表面の温度を上昇させる現象のことを言います。

国際的な動きとしては、平成27年に国連気候変動枠組条約の会議において、新たな法的拘束力のある「パリ協定」^{注1}が採択されました。

これにより、世界の平均気温の上昇を防ぐために、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいくことが構築されました。

一方、我が国では平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年 法律第117号）^{注2}が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって取り組むべく指針が示されました。

また、平成28年には地球温暖化対策計画^{注3}を発表し、温室効果ガスの削減目標を設定。地方公共団体においても温室効果ガスの削減に向けて実行計画の策定など様々な取り組みが求められています。



出典：地球温暖化のメカニズム（環境省HP）

注1 パリ協定では、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より幾分低く抑えるとともに、1.5℃にする努力をすることや全ての国の参加等を規定した。

注2 地球温暖化対策の推進に関する法律 抜粋
(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間
二 地方公共団体実行計画の目標
三 実施しようとする措置の内容
四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

(略)

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量含む。）を公表しなければならない。

注3 閣議決定された地球温暖化対策計画では、温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比26%削減することとした。

2 計画の基本的事項

(1) 目的

門川町では、これまでに策定した門川町役場地球温暖化対策実行計画や門川町地球温暖化対策実行計画（平成29～33年度）を踏襲しながら、温室効果ガスの削減に向けて取り組み、地球温暖化の防止に努めてまいります。

(2) 基準年度と計画期間

本計画では、各年度における温室効果ガスの排出量を比較するため、基準年度を前計画（平成29～平成33年度）に倣って平成27年度（2015年）とし、計画期間を令和4年から令和13年間までの10年間とします。

ただし、本計画の進捗状況、取り組み内容や削減目標等の見直しを概ね5年間を目途に実施する予定とします。

本計画の期間：令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間

基準年度を平成27年度とし、温室効果ガスの削減量を比較

(3) 計画の対象範囲

本計画は、本町が行う全ての事務事業と、関係機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

また、役場で使用する公用車については、全車両を対象とします。

表① 対象施設一覧

新役場庁舎(平城東1番1号)	尾末東地区污水处理施設	文化会館
総合福祉センター	上井野簡易水道施設	門川勤労者総合福祉センター
心の杜	大原簡易水道施設	海浜公園
衛生センター	共同調理場	図書館
清掃工場	門川小学校	武道館
上水道浄水場	草川小学校	五十鈴農産加工センター
加草配水池	五十鈴小学校	西門川活性化センター
牧山配水池	門川中学校	子育て人づくりセンター
上納屋地区污水处理施設	勤労者体育センター	中央公民館
平城保育所	中須ポンプ場	教育集会所

※新たに設置する施設は適宜加えるものとし、使用しなくなった施設は同様に除くものとする。

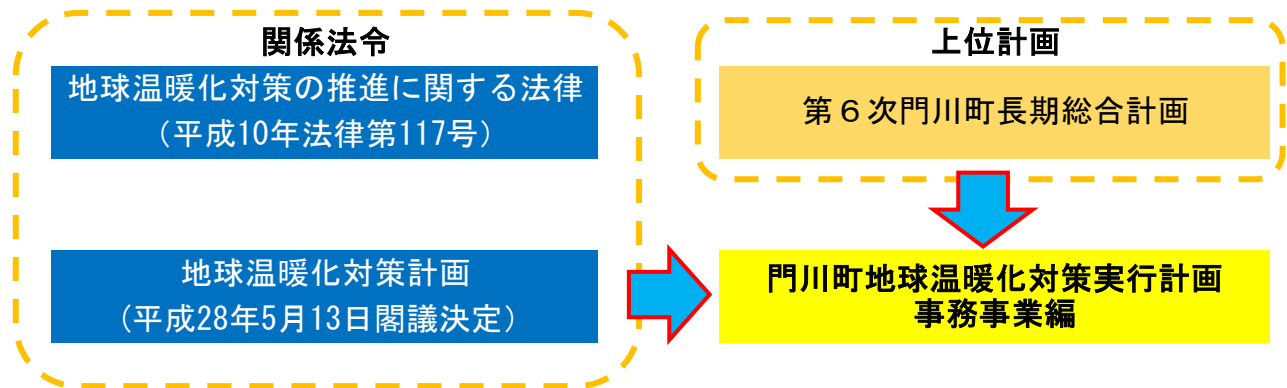
(4) 対象とする温室効果ガス

国の定める地球温暖化対策法では、同法第2条第3項の規定において、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素などを温室効果ガスの対象としています。

これらのうち、エネルギー消費によって排出される二酸化炭素は、全温室効果ガスの排出量の9割以上を占め地球温暖化への影響が大きいことから、またその他のガスは排出量が少なく該当設備等がないため、本計画では特に二酸化炭素に着目していきます。

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく計画であり、地球温暖化対策に向けた取り組みを事務事業の中で実行するものです。



3 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー消費の現状

電気及び燃料の年度別使用量は以下のとおりです。

表② 電気・燃料の年度別使用量

項目	H27	H28	H29	H30	R1/H31	R2
電気(kWh)	4,998,782	5,065,247	4,987,472	4,822,240	4,813,132	4,410,547
ガソリン(ℓ)	35,430	31,924	30,969	32,270	28,554	32,864
LPG(kg)	5,934	18,436	47,831	18,534	20,445	13,405
軽油(ℓ)	8,964	4,732	8,851	7,995	7,063	6,718
重油(ℓ)	92,380	91,400	99,000	92,400	90,060	90,700
灯油(ℓ)	83,658	112,412	118,750	117,071	87,335	63,516
その他(kg)	328	280	281	229	320	208

注4 H27～R1/H31では計上漏れの施設や項目があったため、再集計して計上している。

(2) 温室効果ガスの算定方法

全国地球温暖化防止活動推進センターが発表した「日本における温室効果ガス排出量の推移(2018年度版)」によると、わが国の温室効果ガスにおける二酸化炭素の比率は91%であることから、二酸化炭素に特化して算定します。

二酸化炭素の排出量は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン(H29年環境省策定)」に基づき、一年間毎の活動量(エネルギーの消費量)に排出係数を乗じて算定します。

なお、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素については、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定があるものの、その算定方法については規定のある使用方法や設備が本町では該当しないことから、本計画での排出量には加えないこととします。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

排出量：燃料使用量等において温室効果ガス排出の原因となる活動量(エネルギー消費量)

排出係数：単位あたりの活動量に伴う温室効果ガス排出量

排出係数	H27	H28	H29	H30	R1/H31	R2
電気(kWh)	0.528	0.483	0.463	0.347	0.371	0.480
ガソリン	2.32	LPG	3.00	軽油		2.58
重油	2.71	灯油	2.49	その他		0.00

注 電気を除くガソリン以下の項目はH27～R2まで同じ排出係数を使用している

(3) 温室効果ガスの排出状況

表②を参照し排出係数により計算した二酸化炭素の排出量は、以下のとおりになります。

また、そのほかの温室効果ガスについては、表③に記載の理由により算定しません。

表③ 二酸化炭素 (CO₂) の排出量

(単位 : kg)

項目	H27	H28	H29	H30	R1/H31	R2
電気	2,639,357	2,446,514	2,309,200	1,673,317	1,785,672	2,117,063
ガソリン	82,196	74,064	71,848	74,867	66,246	76,245
LPG	17,802	55,309	143,493	55,602	61,336	40,216
軽油	23,128	12,208	22,835	20,628	18,222	17,332
重油	250,350	247,694	268,290	250,404	244,063	245,797
灯油	208,308	279,906	295,688	291,507	217,465	158,155
その他	0	0	0	0	0	0
計	3,221,142	3,115,696	3,111,353	2,366,325	2,393,003	2,654,807
H27との比較	—	-3.27%	-3.41%	-26.54%	-25.71%	-17.58%

注1 排出係数は温室効果ガス排出量算定方法ガイドラインから引用

注2 電気の排出係数は環境省や電力会社が公表する電気事業者別の調整後排出係数による

注3 令和2年度は新型コロナウイルス感染防止のため公共施設では閉館等の措置を講じたが、電力の排出係数が前年度比0.1以上の上昇があったためCO₂の排出量が増加した

注4 H27～R1/H31では計上漏れの施設や項目があったため、再集計して計上している。

表④ 算定しない温室効果ガスの種類とその理由

項目	算定しない理由
① メタン (CH ₄)	燃料の用に供する施設や機械器具がない ※心の杜のボイラーでは、該当する品目を燃料として使用していない。環境省ホームページから温室効果ガスに係る「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」の別表5にて該当なし。 ※衛生センターでは、標準脱窒素処理の後に高度処理（オゾン処理と焼却）を行っているが、環境省ホームページから温室効果ガスに係る「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」の別表11にて該当なし。
② 一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の用に供する施設や機械器具がない ※心の杜のボイラーでは、該当する品目を燃料として使用していない。環境省ホームページから温室効果ガスに係る「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」の別表13にて該当なし。
③ ハイドロフルオロカーボン (HFC)	燃料の用に供する施設や機械器具がない ※環境省ホームページから温室効果ガスに係る「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」において製造やHFCの使用等に当たって該当なし
④ パーフルオロカーボン (PFC)	燃料の用に供する施設や機械器具がない ※環境省ホームページから温室効果ガスに係る「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」において製造やPFCの使用等に当たって該当なし
⑤ 六ふっ化硫黄 (SF ₆)	燃料の用に供する施設や機械器具がない ※環境省ホームページから温室効果ガスに係る「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」において製造やSF ₆ の使用等に当たって該当なし
⑥ 三ふっ化窒素 (NF ₃)	燃料の用に供する施設や機械器具がない ※環境省ホームページから温室効果ガスに係る「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」において製造やNF ₃ の使用等に当たって該当なし

4 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 目標設定の考え方

前計画では、計画期間中における二酸化炭素排出量の5%削減を目標に設定しており、結果として翌年度に目標は既に達成し、令和元年度では25%以上の削減に努めています。

削減した主な要因として、以下に記した本町の取り組みの他に電力会社の二酸化炭素の排出係数が年次的に低下していることが考えられます。

これまでの取り組み

①照明のLED化

旧役場庁舎の議場、心の杜、図書館、勤労者体育センター、門川勤労者総合福祉センター体育室、小中学校の体育館と教室の一部、子育て人づくりセンター、平城保育所

②空調設備の更新

旧役場庁舎のヒートポンプ、心の杜、図書館

③その他

公用車におけるハイブリット車の使用

(2) 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画では、前計画に倣って基準年度を平成27年度に設定し、計画期間中（令和4年度から13年度まで）における二酸化炭素の排出量を40%以上削減することを目標とします。

これは、国が2030年度（令和12年度）までに温室効果ガスの排出量を2013年度（平成25年度）比で26%削減を目標としており、その中で地方公共団体を含むその他部門では40%の削減目標となっていることを踏まえて設定しています。

二酸化炭素の排出量を令和13年度（2031年度）までに40%以上とする。

表④ 二酸化炭素（CO₂）の排出量の削減目標値

（単位：kg）

項目	H27実績値	削減目標	R13目標値	削減量
電気	2,639,357	40%	1,583,614	1,055,743
ガソリン	82,196		49,318	32,879
LPG	17,802		10,681	7,121
軽油	23,128		13,877	9,251
重油	250,350		150,210	100,140
灯油	208,308		124,985	83,323
計	3,221,142			1,932,685

5 目標達成に向けた取り組み

(1) 取り組みの基本方針

施設整備の運用改善及び導入など公共施設に係る取り組みの他に、職員が日常業務を通じて環境に配慮した行動に努めていきます。

具体的な取り組み内容として既の実施しているものもありますが、五つの大きな指針を設けながら、全ての施設、全職員で実施していきます。

(2) 具体的な取り組みの内容

ア) 公共施設の整備及び管理運営における取り組み

表⑤ 公共施設の整備及び管理運営における取り組み

項目	具体的な内容
①新庁舎での取り組み	太陽光発電を利用して、自然エネルギーの活用に努める。
	庇や屋根による採光調整または日照負荷の低減によりエネルギー使用率を削減する。
	自然採光を取り入れ、エネルギー消費を抑える。
	自然換気を行い、またエコボイドを設けて上下階層の温度差による重力換気を行う。
	LED照明器具を使用し制御システムによる集中管理を行い、エネルギー消費を抑制する。
	換気可能な空調機器の設置に伴い、インバータ制御することで空調の効率化を図る。
②施設・設備の改善	複層硝子の使用により断熱・遮熱効果を上げ、木材を多用することで断熱効果があり、エネルギー消費量を抑制する。
	施設や設備の更新の場合、省エネ型設備の導入に努める。
	高効率照明（LED照明等）の導入に努める。
③機器の更新	公共施設の緑化を推進する。
④公用車の更新	L2-Techを参考にしながら機器の導入を行う。
⑤電力の契約	低燃費車やハイブリット車等の購入またはリースを進めていく。
⑥再生可能エネルギーの導入	公共施設での電気使用量については、温室効果ガスの環境負荷を考慮して最適な料金プランを協議する。
	公共施設の新築や改築時に太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に努める。

注 L2-Techとは環境省が公表する先進的な低酸素技術の水準にあることを認証された製品

イ) 電気使用量削減に向けた取り組み

表⑥ 電気使用量削減に向けた取り組み

項目	具体的な内容
①照明の使用	始業前、昼休みや定時終了後の不要な照明の消灯 各職場の最後の退出者による消灯の確認 利用者に応じて照明数の調整
②事務機器等の使用	使用しない電気機器は電源プラグを抜く 使用しない時間帯ではPCやOA機器等の電源を切る PCのディスプレイはスリープモードを活用 コピー機等の事務機器は、節電の待機モードに設定
③冷暖房・空調機器の管理	室内温度の適正化に努め一元管理を行う ブラインド等を使用し冷暖房の負荷軽減を図る。 用務終了後は速やかに停止する。 クールビズ（5～10月）ウォームビズ（冬季）を励行する
④労働時間の短縮	事務効率の向上や職員の健康管理において、残業時間の削減を図る 深夜勤務（21時以降）の際は庁内放送でアナウンスする

ウ) 燃料使用量削減に向けた取り組み

表⑦ 燃料使用量削減に向けた取り組み

項目	具体的な内容
①公用車の使用	相乗りを励行する 可能な限り、走行距離の短縮化に努める エコドライブに努め、待機中でもエンジン停止を励行する
②ガスの使用	火力調整を行い、無駄なガス消費とならないよう努める
③灯油の使用	空調機による適正な温度管理を行い、灯油の使用量の削減に努める。
④重油の使用	効率的な運転に努め、ボイラー等の交換時には熱効率の優れた機種を導入を図る

エ) 省資源化に向けた取り組み

表⑧ 省資源化に向けた取り組み

項目	具体的な内容
①紙類の削減	両面コピーの徹底と励行 資料等の文書の簡素化と電子化を進め、可能な限りペーパーレス化を図る 資料等の作成部数について無駄を省く
②ゴミの減量化、リサイクルを含む4R活動の推進	排出されるごみの減量化と分別化を図る 設備機器の修繕に努め、使用期間の長期化を図る リサイクル可能な消耗品の使用を励行を含め、4R活動を推進する。
③物品の購入等	電化製品の購入時には、省エネルギータイプとし、環境負荷の少ないものとする。また、その他の物品にあつてはグリーン購入適用品の購入を励行する。

オ) その他の取り組み

表⑧ 省資源化に向けた取り組み

項目	具体的な内容
①職員の環境保全に係る意識高揚	職員個々において、地球温暖化対策の必要性を強く認識し、消費エネルギーの削減と効率的使用を進めることが環境負荷への低減に貢献するだけでなく費用削減にもなることを理解して、より自発的な取り組みとなるよう、職員間の情報共有と意識高揚を図る。

カ) SDGsへの取り組み

本計画における前述のア) からオ) までの取り組みについて、SDGsとの整合性を図りながら進めていきます。

17の目標があるSDGsのうち、本計画に関係する項目は以下の6つとなります。



6 推進体制及び進捗状況の公表

(1) 推進体制

地球温暖化対策を進めていくためには、職員一人ひとりが日々の業務を遂行していく中で、日ごろから省エネルギー化を意識しながら行動していく必要があります。

そのため、本計画を推進する上で、各課（局）において本計画の推進担当者を1名以上選出（各所属長が選任）し、それぞれの課（局）で本計画に取り組んでいくとともに、実行計画担当課と協力しながら目的達成に向けた体制づくりを構築します。

① 各所属長の役割

本計画の対象範囲となる施設及び事務事業の監督者であり、本計画に関する施策の決定を行いながら、対応策等について適宜指示をします。

- 本計画の推進担当者を1名以上選出する。
- 本計画の内容を課員及び関係機関と共有し、様々な施策に取り組んでいきます。

② 本計画の推進担当者の役割

各課（局）における本計画の実施状況を随時確認しながら、消費エネルギー量の把握に努めます。

- 本計画の実施状況を年度毎に報告します。
- 各課（局）が所掌する施設等において、それらの消費エネルギー量を年度毎に報告します。

③ 本計画の担当課の役割

本計画の担当課は、環境水道課（環境係）とします。

また、計画の推進及び必要な調査を行いながら、進捗状況を掌握し進行管理を行います。

(2) 実行計画の進行管理及び公表

本計画の担当課は、各課（局）における本計画の推進担当者から、本計画の実施状況及び消費エネルギー量について報告を受けます。

それらの結果から、本計画に掲げる温室効果ガスの削減目標における達成状況を確認し、必要に応じて取り組み内容の改善や本計画の見直しを図ります。

併せて、本計画の進捗状況、取り組み内容や削減目標等の見直しを概ね5年間を目途に実施する予定とします。

なお、本計画の進捗状況等について、広報誌やホームページで公表し周知を図ります。